



## ～養子縁組で相続税の節税～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



海外居住の相続人がいる場合、遺産分割協議はどうすればいいのか?国際結婚、海外留学、海外勤務等によって海外居住者の方も増えてきています。遺産分割については日本の民法が適用されます。相続人全員で話し合いを行い、遺産分割協議をしなければなりません。

### 1.署名証明

日本に住民登録をしていない海外に在留している方に対し、日本の印鑑証明に代わるものとして日本での手続のために発給されるもので、申請者の署名(及び拇印)が確かに領事の面前でなされたことを証明するものです。署名証明には2種類の様式があります。ひとつは署名を単独で証明する「単独タイプ」と、署名押印が必要な文書と綴り合わせる「綴り合せタイプ」です。「単独タイプ」は、署名押印をする書類を領事館へ持参することなく発行されますので、署名押印する書類が作成されていなくても、事前に署名証明を取得し準備しておくことが可能です。また、1枚が独立していますので、手続によっては複数の書類に使いまわしをすることも可能です。「綴り合せタイプ」は、署名押印をする書類にされたサインを証明するものであり、その書類が手元になれば発行ができません。また、書類と綴り合わされるので他の書類に使い回しができず、書類の数だけ署名証明の発行が必要です。単独タイプの方が印鑑証明書に近く、便利であるように思われますが、単独タイプは綴り合せタイプと比べると信頼性が劣ることは否めません。また、署名証明を提出する機関により要求されるタイプが異なります。相続手続きの場面では、不動産登記のためのサイン証明は遺産分割協議書への綴り合せタイプでなければならないことが多く、金融機関への提出は単独タイプが良い場合があります。しかし、不動産登記でも登記所によっては単独タイプでの手続きが可能である場合もありますし、また金融機関によっては綴り合せタイプを必要とする場合もありますので、署名証明の取得前にしっかりと確認しておくことが必要です。

### 2.在留証明

相続登記において登記名義を取得する相続人の住民票が必要になります。日本国内に住所を有しない場合は住民票が取得できません。その代わりとして「在留証明」が必要になります。在留証明書は、外国にお住まいの日本人がどこに住所(生活の本拠)を有しているか、又は、どこに住所を有していたかをその地を管轄する在外公館が証明するものです。在留証明は、一般的には現在外国にお住まいの方(日本に住民登録のない方)が不動産登記、恩給や年金手続、在外子女の本邦学校受験の手続等で、日本国内の提出先機関から外国における住所証明の提出が求められている場合に発給される一種の行政証明です。

日本国内に相続人全員がいる場合の手続きとは異なり、書類を集めるのも苦労します。また、外国語記載の書類は、日本で手続きする際には、日本語翻訳も必要になるため書類の準備にはひと苦労です。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)  
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号  
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp